

株式売出目論見書

2025年1月



株式会社丹青社

この目論見書により行う株式2,880,986千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）及び株式432,115千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っておりません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕 <https://www.tanseisha.co.jp/news/ir>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

株式売出目論見書

売出価格 未定

株式会社丹青社

東京都港区港南1丁目2番70号

目 次

頁

【表紙】	
(株価情報等)	
1 【株価、PER及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	2
第一部 【証券情報】	3
第1 【募集要項】	3
第2 【売出要項】	3
1 【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】	3
2 【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】	3
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	5
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	5
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	6
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	7
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	7
第三部 【参照情報】	7
第1 【参照書類】	7
第2 【参照書類の補完情報】	8
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	17
第四部 【提出会社の保証会社等の情報】	17
第五部 【特別情報】	17
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	18
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	19
2025年1月期第3四半期（2024年8月1日から2024年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について	23
期中レビュー報告書	31

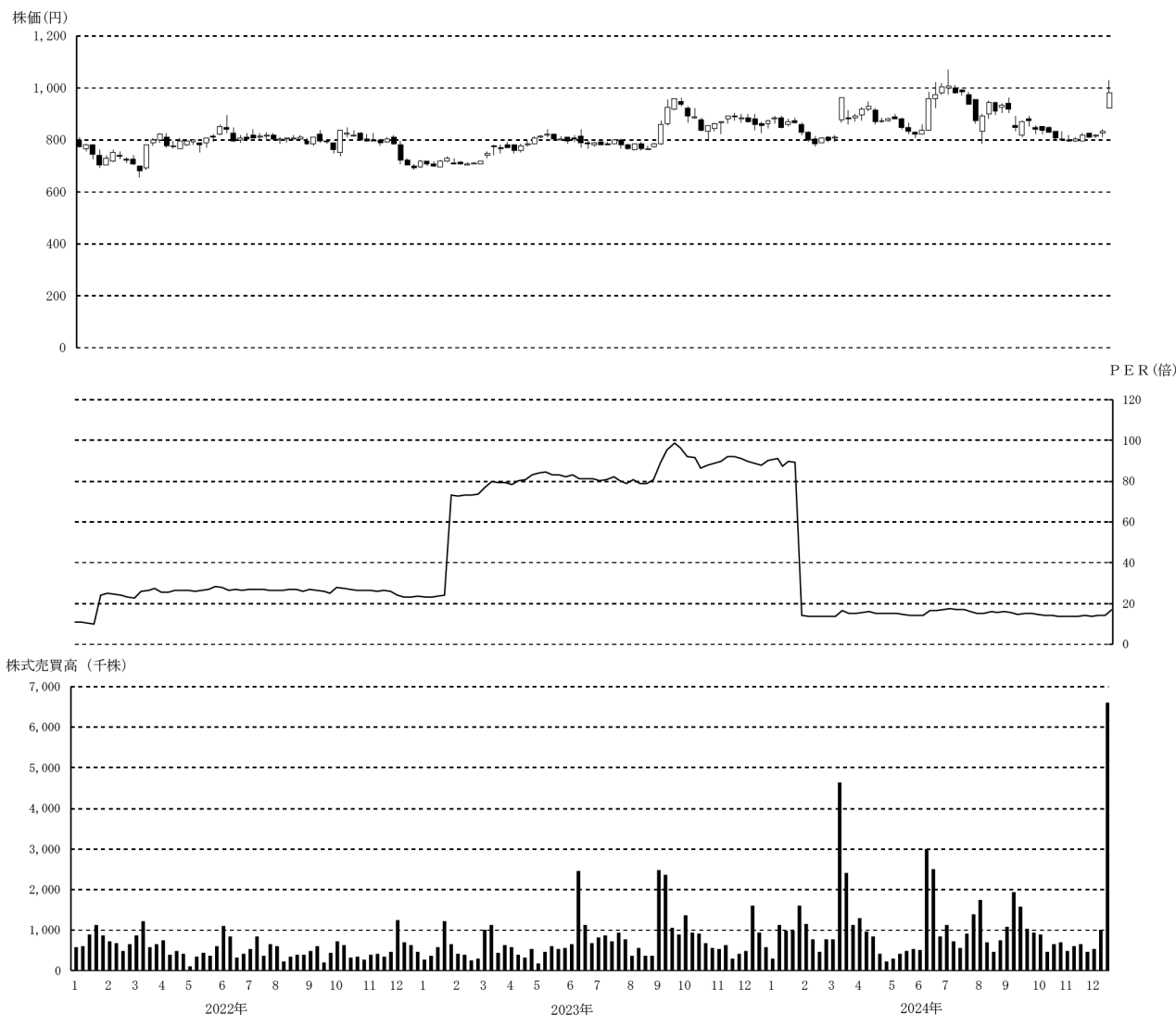
【表紙】

【会社名】	株式会社丹青社
【英訳名】	TANSEISHA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 統
【本店の所在の場所】	東京都港区港南 1 丁目 2 番70号
【電話番号】	03(6455)8100 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 山内 一大
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南 1 丁目 2 番70号
【電話番号】	03(6455)8100 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 山内 一大
【本目論見書により行う売出有価証券の種類】	株式
【本目論見書により行う売出金額】	引受人の買取引受けによる売出し 2,880,986,000円 オーバーアロットメントによる売出し 432,115,000円 (注) 売出金額は、売出価額の総額であり、2024年12月20日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2022年1月4日から2024年12月20日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

・ 1株当たり当期純利益(連結)は、以下の値を使用しております。

2022年1月4日から2022年1月31日については、2021年1月期有価証券報告書の2021年1月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2022年2月1日から2023年1月31日については、2022年1月期有価証券報告書の2022年1月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2023年2月1日から2024年1月31日については、2023年1月期有価証券報告書の2023年1月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2024年2月1日から2024年12月20日については、2024年1月期有価証券報告書の2024年1月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

2024年7月7日から2024年12月20日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者）の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数（株）	株券等保有割 合（％）
株式会社三菱UFJ銀行	2024年7月22日	2024年7月29日	変更報告書 (注) 1、2	1,482,966	3.06
三菱UFJ信託銀行株式会社				1,207,611	2.49
三菱UFJアセットマネジメント株式会社				247,200	0.51
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社				126,739	0.26

(注) 1 株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は共同保有者であります。

2 当該変更報告書は、共同保有者の住所の変更を提出事由として提出されたものであります。

3 上記の大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

2025年1月15日（水）から2025年1月20日（月）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出し（以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。）における売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	3,036,900株	2,880,986,000	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行 1,500,000株 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 株式会社三菱UFJ銀行 1,143,900株 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 393,000株

- (注) 1 引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から455,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 2 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 4 売出価額の総額は、2024年12月20日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1、2 売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注) 1、2	自 2025年1月21日（火） 至 2025年1月22日（水） (注) 3	100株	1株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者の本店及び全国各支店	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	(注) 4

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、2025年1月15日（水）から2025年1月20日（月）までの間のいずれかの日（売出価格等決定日）に売出価格が決定され、併せて引受価額（売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金）が決定されます。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売
出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受けによる売出しの売
出額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの
売出額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌
日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当
社ウェブサイト（〔URL〕<https://www.tanseisha.co.jp/news/ir>）（以下「新聞等」という。）で公表いたし
ます。ただし、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正され
る事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等
による公表は行いません。

なお、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂
正事項分が交付されます。

- 2 前記「1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額と
は異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- 3 株式の受渡期日は、2025年1月27日（月）であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、売出価格等決定日において正式に決
定する予定であります。

なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需
要状況の把握期間は、最長で2025年1月14日（火）から2025年1月20日（月）までを予定しておりますが、
実際の売出価格等の決定期間は、2025年1月15日（水）から2025年1月20日（月）までを予定してあり
ます。

したがって、

- ① 売出価格等決定日が2025年1月15日（水）の場合、申込期間は「自 2025年1月16日（木） 至 2025
年1月17日（金）」、受渡期日は「2025年1月22日（水）」
- ② 売出価格等決定日が2025年1月16日（木）の場合、申込期間は「自 2025年1月17日（金） 至 2025
年1月20日（月）」、受渡期日は「2025年1月23日（木）」
- ③ 売出価格等決定日が2025年1月17日（金）の場合、申込期間は「自 2025年1月20日（月） 至 2025
年1月21日（火）」、受渡期日は「2025年1月24日（金）」
- ④ 売出価格等決定日が2025年1月20日（月）の場合は、上記申込期間及び受渡期日のとおり、
となりますのでご注意ください。

- 4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	3,036,900株

- 5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

- 6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

- 7 申込証拠金には、利息をつけません。

- 8 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口
座での振替えにより行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	455,500株	432,115,000	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から455,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 今後、売出数が決定された場合は、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<https://www.tanseisha.co.jp/news/ir>）（新聞等）で公表いたします。ただし、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- なお、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。
- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 3 売出価額の総額は、2024年12月20日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2025年 1月21日(火) 至 2025年 1月22日(水) (注) 1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1 株式の受渡期日は、2025年1月27日（月）であります。
- 売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一といたします。
- 2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 3 申込証拠金には、利息をつけません。
- 4 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
- 社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの主幹会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から455,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、455,500株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2025年1月27日（月）を行使期限として上記当社株主から付与されます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2025年1月27日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

（注） シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が2025年1月15日（水）の場合、「2025年1月18日（土）から2025年1月27日（月）までの間」
- ② 売出価格等決定日が2025年1月16日（木）の場合、「2025年1月21日（火）から2025年1月27日（月）までの間」
- ③ 売出価格等決定日が2025年1月17日（金）の場合、「2025年1月22日（水）から2025年1月27日（月）までの間」
- ④ 売出価格等決定日が2025年1月20日（月）の場合、「2025年1月23日（木）から2025年1月27日（月）までの間」

となります。

2 ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社三菱UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出しによる売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行若しくは処分、当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による当社普通株式の発行及び業績連動型株式報酬制度（役員報酬BIP信託）に基づく当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、ロックアップ期間中で

あってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第66期（自 2023年2月1日 至 2024年1月31日）2024年4月25日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第67期中（自 2024年2月1日 至 2024年7月31日）2024年9月17日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、2025年1月7日までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年4月26日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2024年9月17日に関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を2024年10月25日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、2025年1月7日までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」は当該有価証券報告書等に記載された内容を抜粋して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、2025年1月7日までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の「事業等のリスク」は、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、下記の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載されたものを除き、2025年1月7日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。また、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[経営方針、経営環境及び対処すべき課題等]

<前略>

(3) 経営戦略等

当社グループは、新たに策定した中期経営計画（2025年1月期～2027年1月期）に基づき、成長軌道に乗るための「基盤整備」を進めるとともに、新規事業等の「新たな領域への挑戦」に取り組むことで、長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

なお、中期経営計画（2025年1月期～2027年1月期）における戦略は以下のとおりです。

① 働き方と人的資本の基盤整備

長時間労働是正に向けた具体的・実効的な取り組みを実施する。BIMなどのデジタル技術も活用し、業務プロセスを見直すことで効率を高める。

人への投資を強化するとともに、人材のポテンシャルを最大化し、成果に結びつけるための環境整備を行う。
(ダイバーシティ&インクルージョンの取組み、エンゲージメント強化施策など)

② マーケティングの基盤整備

顧客・マーケットに寄り添い、そのニーズを的確に把握し課題解決を実践する。

事業部を再編し、よりマーケットに精通した対応を目指す。

デジタルマーケティングも含めたマーケティングの体制・仕組みを整備・確立するとともに、高付加価値・高品質なサービスを生み出すプロセスや行動について分析し、成果の「再現性」を高め、競争力と収益性の向上を図る。

③ サプライチェーンの基盤整備

中期経営計画に示す成長計画、さらにその先の成長を見据え、これを支える生産力を確保するため、協力会社体制の整備を図る。分野別・業務内容ごとにサプライチェーンの状況を整理し、不足する部分を計画的に補強していく。

また、協力会社との関係強化を図り、働き方改革、BIM活用、サステナビリティなどの共通課題に対して連携して取り組む体制をつくる。

④ サステナビリティ対応の基盤整備

サステナビリティに関連する「売り物」（ソリューション）を戦略的につくり、提案していくことで、急速に高まる顧客のニーズに応える。

社会の要求の高度化に合わせ、サステナビリティ対応を充実させる。気候変動対応については、温室効果ガスの排出量の算定範囲・方法を確立させる。省エネの徹底、再エネの活用を中心に、温室効果ガスの排出量削減を図る。

⑤ 領域の拡張への挑戦

空間づくり事業の資源を活用し、次の「柱」になる新規事業を開発・育成する体制を構築する。
海外の取り組みの現状を再点検し、成長に向けた戦略と体制の整備を行う。

また、中期経営計画の非財務目標は次のとおりであります。

非財務目標

ありたい姿	指標及び目標
① 働く幸せ 社員が働きがい、仕事の楽しさを実感し、いきいきと働いている	エンゲージメントスコア（従業員意識調査の総合評価）を前回調査より改善する。
② 働く幸せ 長時間労働が是正され、労働時間の適正化が実現できている	労働時間の社内基準に適合する従業員数を前年よりも増加させる。
③ 生産体制の整備 中期経営計画の成長計画、さらにその先の成長を支える生産力を確保する	協力会社新規開発の達成度100%
④ サステナビリティ サステナビリティ全般について取り組みが充実し、社会の要求を満たしている	EcoVadisの評価でシルバーランクを取得する。※ 女性管理職比率を15%以上にする。
⑤ 気候変動対応 温室効果ガス排出量の算定方法を確立させ、具体的な削減の取り組みを始めている	Scope 1・2の温室効果ガス排出量を2022年1月期から40%削減する。（当該期の算定範囲に限る）

※ EcoVadisはフランスのサステナビリティ評価機関であり、サプライチェーンのサステナビリティ評価において国際的に広く普及していることから、当社のサステナビリティに関する対応を評価する指標として採用しております。

(4) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、投資家の皆様から託された資本を有効活用し、最大限の成果を上げることが経営の責務であると認識し、自己資本当期純利益率（ROE）を経営上重視すべき経営指標に定めております。

また、還元目標については配当性向を重視すべき経営指標に定めております。

なお、自己資本当期純利益率（ROE）及び配当性向の推移は以下のとおりであります。

	2020年1月期 (%)	2021年1月期 (%)	2022年1月期 (%)	2023年1月期 (%)	2024年1月期 (%)
自己資本当期純利益率（ROE）	14.8	12.0	4.9	1.6	9.1
配当性向	49.1	55.4	86.3	309.9	51.7

(注) 1 指標は、連結ベースの財務数値により算出しております。

2 自己資本は、（期首自己資本+期末自己資本）/2により算出しております。

また、業績面においては、営業利益率を重視すべき経営指標に定めております。

なお、連結営業利益率の推移は以下のとおりであります。

	2020年1月期 (%)	2021年1月期 (%)	2022年1月期 (%)	2023年1月期 (%)	2024年1月期 (%)
連結営業利益率	7.0	7.3	3.2	1.0	4.8

<後略>

[事業等のリスク]

(1) リスクの管理について

当社グループでは、経営成績や財務状況に重要な影響を与え、事業の円滑な運営と成長に支障をきたす恐れのある事象について、恒常的に特定・評価・分析し対策を講じております。

これら事業活動上のリスクについては、「損失危険管理規程」に基づいてリスクマネジメント活動を総括・推進するリスク・コンプライアンス委員会を中心に洗い出しを行い、事象が発生する可能性や発生した場合の影響の度合い等の基準により評価しております。評価結果を踏まえ、経営として特に重視すべきリスクを特定し、全体的見地から特に実施すべきリスク対策を定めてその実行状況をモニタリングしております。

以上のリスクの把握・評価・対策における重要な選択や決定等は取締役会に報告され、経営による判断・意思決定と連動しております。

(2) 主要なリスクと対策

リスク群に対する評価結果を踏まえ、当社グループにおいて特に重視すべきリスクとして認識するものは本項に掲げる6項目です。いずれも事業を円滑かつ安定的に運営するうえでの障害となり、投資者の判断にも重要な影響を及ぼす可能性があると思っておりますが、これらは当社グループの事業特性等も考慮して経営の見地から選別・整理したものであり、当社グループが直面し得る事象を網羅するものではありません。また、各リスクには相互に関連し影響し合うものも含まれます。各記述のうち将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

①不確定性のリスク

当社グループの事業は、「空間」を介して事業者や利用者の多様な需要にこたえ、課題解決を提供することで成り立っております。その特性上、経済動向や市場・社会のニーズと要請の変化に多分に左右され、これらが経営成績及び企業価値の発揮に大きく影響します。

(a) 起こり得る事象と影響

- i 景況悪化等の影響から事業者の設備投資意欲等、需要が減少した場合、大きな損失が発生する可能性があります。

景況の悪化が深刻化した場合、当社グループの顧客となる事業者の投資抑制を招き、新たな受注機会が減少するほか、見込まれていた案件の延期や縮小・中止等の形で直接的な影響が生じます。消費の低迷から小売業・サービス業による設備投資が減少した場合は、店舗等の新装・改装等の需要が失われます。また、企業活動の抑制から販売促進や広告宣伝に対する支出が抑えられることで、展示会やイベント・プロモーション活動に関連する需要が減少します。これらとともに、顧客の業績悪化等による債権回収上のリスクも高まります。さらに、地方自治体の財政状態の悪化により公共投資が削減された場合、文化施設・公共施設の整備にかかる需要が減少します。また、当社グループが行なっている公共施設の運営管理事業にも影響が生じます。

こうした需要減少リスクに対し的確な把握や回避等の対応ができなかった場合は、売上の減少や採算性の悪化等、損失が発生する可能性があります。

また、人口の減少、少子化・高齢化といった市場の基盤に関わる社会動向についても、需要の変動を左右する重要な要素として注視が必要と考えております。

- ii 市場のニーズや消費の動向等、経済環境のトレンドの変化への対応が適切でなかった場合、大きな損失が発生する可能性があります。

当社グループは、「空間」により事業を行う事業者のニーズ、さらにはそうした空間の利用者、ひいては一般消費者の期待に応じ、その課題を空間を通じて解決することを事業としております。必然的に、事業者の期待や消費者の嗜好・関心、価値観等の変化を常に的確に把握し、提供価値を高めていく必要があります。

これらニーズや需要動向の変化を適切に捉えられなかったり、必要な対応が十分行えなかったりした場合、顧客からみた当社グループの提供価値が低下する事態が生じかねません。当社グループの提案が顧客や市場のニーズを満たさず受け入れられないこと、新規需要を喚起できないこと、顧客満足を維持できないこと等が起きる可能性があります。また、新たなニーズや需要の変化に対応した技術等への適切な投資や資源配分が行えなかった場合、提案やサービスの競争力や優位性が失われて陳腐化し、価格競争を余儀なくされる恐れもあります。

こうした事態の結果、受注機会を喪失し、収益の減少や成長の鈍化等、損失が発生する可能性があります。顧客や市場の支持が低下してネガティブな評価がなされることにより、信用・信頼を毀損する損失が発生する可能性もあります。

なお、近年はデジタル技術が社会生活の広範にわたって浸透し、消費行動はじめ経済活動のあり方が大き

く様変わりしております。企業活動やビジネスのスタイルも問い直しが進み、これらの変化はコロナ禍によりいっそう強められ加速されています。デジタルへのシフトは影響の範囲と程度の点で大変大きな環境変化であり、「空間」に対するニーズの変化等を含め対応を誤ってはならない重要課題と認識しております。

iii 価格競争の激化や競合状況の変化により利益の圧縮を余儀なくされた場合、大きな損失が発生する可能性があります。

当社グループは常に、業態や企業規模の異なる多様な競合企業との競争環境に置かれております。需要の減少等「パイ」の縮小に対して競争がさらに激化すること、また想定を超えた新たな競合企業が出現すること等があり得ます。顧客からのコスト圧縮の要求が強まる可能性も常に存在します。

こうした競争環境において相対的な優位が確立できない場合、やむを得ず価格競争に陥ったり、競合企業による営業基盤の浸食を防げなかったりする恐れがあります。これにより顧客や事業機会が失われ、また販売価格の下落が費用の圧縮を上回った際には、収益の悪化をきたす等の損失が発生する可能性があります。

iv 経済動向等により、購買先からの調達に支障が生じたり価格が高騰したりした場合、大きな損失が発生する可能性があります。

当社グループの事業では、「空間」及び関連するサービスの提供を行うために、原材料・資材・労務・サービス・情報・ノウハウ等の多くを購買先の企業等から調達しております。これら外部資源の調達には各種の不確定要因が潜在し、円滑・安定的な調達が行えなくなる事態の発生を否定できません。

様々な原因から外部資源の調達価格が高騰し、コスト上昇の要因となる事態が起こり得ます。また、生産・供給の縮小や停止等のほか、資源難や諸規制の変更に起因して必要な調達が行えなくなる場合もあります。景況が悪化した場合の影響が及ぶことで、購買先の操業や事業の継続が難しくなる等の状況も考えられます。大規模な災害や事故等、不測の事態の発生によりこれらの状況が生じることも十分に想定されます。

調達価格の上昇に対して販売価格への転嫁ができなかった場合、利益率の低下による損失が発生する可能性があります。また、調達が困難となった資源等について代替品や代替の調達先が確保できなかった場合、新たな収益機会の喪失はもとより、受託済み案件の設計・制作作業や提供サービスの進行が停滞する恐れがあります。工場での制作や現場施工の遅延や中断、納期遅れ等が生じて契約の履行義務を果たせない事態に至った場合、当社グループに対する信用・信頼を損なうほか、賠償金支払い等の損失が発生する可能性があります。

v 地球環境や社会問題をめぐる企業への期待に適切に応えられなかった場合、大きな損失が発生するリスクがあります。

気候変動問題に対する脱炭素社会への流れや環境保全、労働と人権の問題等、企業の責任ある行動に対するステークホルダーからの注目と関心は多岐にわたるようになりました。その内容は変動・拡大し、またそれにともなって新たな規制や社会的義務も生じてきております。

これら多様化・厳格化する社会の要請に対し、対応が遅れたり不適切とみられたりした場合、あるいは情報開示が不十分とされた場合、企業としての評価や信頼性の低下という損失が発生する可能性があります。提供するサービスの競争力や優位性の喪失に至った場合は、機会又は収益面での損失が発生する可能性があります。

(b) 対策

事業を取り巻く環境や条件が不確実性をともなうリスクに対しては、環境変化に柔軟に適應することで機会損失を回避するほか、需要や社会的要請に応じて自らを積極的に変革することを指針とし、当社グループの提供価値を高めるチャレンジを継続しております。

分野別に把握された市場環境や需要の動向を組織横断的に集約・分析し、全体最適での戦略策定を行う体制を構築することで、変動する市場への的確な対応と事業機会の最大化を図っております。また、既存の「空間づくり」事業とは異なる発想での新事業・新ビジネスの創造と育成にも注力し、新たな収益源の確保や需要変動リスクの分散にも努めております。

また、顧客や社会のニーズとその変化を的確に捉える力の向上を図るとともに、常に新しい社会動向や技術を積極的に吸収して付加価値を高めることで、当社への支持が持続するようしております。多彩な企業やクリエイターとの協調・提携を広げ、各種の研究開発や実証実験等も行いながら、幅広いニーズに対応できるようにしております。

デジタル活用の大きな流れにより「空間」のもつ価値や意義が変化しているなか、デジタルを活かした新しい「空間」の価値提供の形を探ることにはとりわけ注力しているところです。当社グループが有するリアル（現実）空間のノウハウに映像・音響・情報等、各種のデジタルテクノロジーを掛け合わせることで、新しい

空間体験と付加価値の創造に挑戦しております。専門部隊や研究開発拠点の設置、外部企業との協創、人材育成等を積極的に進めております。

当社グループの価値提供を支える生産体制においても、市場や経済の動向に適応できる柔軟性と強靭さを備えるよう努めております。パートナーシップ制度を運用して協力会社との関係緊密化を図り、持続的な成長のための基盤を強固しております。

社会の諸課題と企業の責任に対する適合の面では、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めることを、グループ全員の行動規範である「丹青社グループ行動基準」や「調達方針」に掲げて共有・周知しております。サステナビリティ委員会がサステナビリティに関する活動を総括し、定期的にレビューを行なって取締役会にも報告しております。

地球環境の保全に対しても、環境汚染の防止、環境負荷の軽減、低炭素社会の実現等に資する活動に取り組んでおります。これらは「環境方針」及び「丹青社グループ行動基準」に掲げて周知と啓発を行い、ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムを構築・運用することで実践を図っております。重要性の増す気候変動問題についても、「環境方針」や経営計画に温室効果ガス排出削減を盛り込んで取り組みを進めております。排出量の算定ははじめ関連データの整備を進めるとともに、気候変動リスクに対するシナリオ分析の活用を目指し、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言に基づいた情報開示の充実も目指しております。

ダイバーシティや人権等の社会課題に関しては、多様性を尊重し差別や人権侵害を行わないことを「丹青社グループ行動基準」や「調達方針」に定めて周知・啓発しております。ダイバーシティを体験する研修（全役員・社員）やハラスメント防止研修により意識強化に努めるほか、社内外にハラスメント相談・苦情窓口を設ける等してリスクの顕在化防止と影響の低減にあたっております。また「空間づくり」事業の実践においても、あらゆるユーザーに配慮したユニバーサルでインクルーシブな空間づくりのコンセプトを設定し課題解決の方策としております。

②安心・安全毀損のリスク

当社グループが主に事業の対象としている「空間」は、利用者を間近で包み、時に接するような、最も身近な環境です。何よりもまず、利用者や関係者の安心・安全を害するようなことがあってはなりません。作り上げた空間そのものだけでなく、それを作る過程も含めた安全性を保てるかどうか、当社グループへの信用・信頼や事業の円滑な遂行に大きく影響します。

(a) 起こり得る事象と影響

i 当社グループで設計又は制作した内容の不備や欠陥によって利用者等の健康や人命を害した場合、大きな損失が発生する可能性があります。

品質上の欠陥に起因して、施設等の利用者や運営関係者等にケガや健康障害等が生じた場合、損害賠償等の債務や訴訟等の費用、是正・対策等にかかる費用等、経済的な損失が発生する可能性があります。また、当社グループに対する社会的信用や評価が損なわれ、状況によっては法的責任が問われる事態も生じ得ます。これらにより事業機会を逸し、収益の減少等の損失が生じる可能性があります。

ii 制作・施工の内容や制作の過程（工場・現場等）での廃棄物等により環境に悪影響を与えた場合、大きな損失が発生する可能性があります。

当社グループの空間づくりでは、各種の原材料・資材等を使用し、様々な加工作業等を経て生産が行われております。工場から現場まで、製品・資機材類の運搬も頻繁に行なっております。過失や事故等により環境汚染（大気・水質・土壌・騒音・振動・悪臭・有害物質等）が生じたり、産業廃棄物の不法投棄等が行われたりする可能性があります。また、温暖化ガスの排出抑制や省エネ等、環境負荷軽減の取り組みが不十分又は不適切と評価されることもあり得ます。

これらに対し適切な予防・管理・対応等ができなかった場合、社会的信用が低下し、機会損失や収益減少等の損失が発生する可能性があります。対策費用や賠償金等の損失のほか、関係法令への抵触等があった場合には法的処分や制裁金の負担等による損失が発生する可能性があります。

iii 制作の過程で火災・爆発・事故等が発生し安全・安心を害した場合、大きな損失が発生する可能性があります。

制作を行う工場や施工現場には火災・爆発・事故等のリスクがあり、また運搬等に際し交通事故等が生じる危険も払拭できません。それらを適正に予防・回避できなかつたり、想定外の原因で発生した場合、作業員やグループ内外の工事関係者のほか、施設利用者や付近の関係者等の安全や健康を脅かし、最悪の場合は人命を危険にさらす事態にもなりかねません。制作や工事の中断・停止等が生じると、所定期日までの完成義務を履行できなくなる恐れがあります。

仮にこのような事態に至った場合、当社グループに対する社会的信用が失墜し、様々な機会損失につながる可能性があります。また人的損失があった場合は、事業の円滑な運営に支障をきたすことも想定されます。被害者等への補償や賠償に加え、納期遅延にともなうペナルティや再製作等のコスト増による経済的損失が生じる可能性もあります。

(b) 対策

当社グループでは、設計や制作・施工の各段階での取り組みにより、安心・安全な空間づくりを追求しております。そのポリシーは「環境方針」及び「調達方針」に盛り込んで周知・啓発を図るとともに、協力会社や事業パートナーも含めた様々な活動を推進しております。

設計段階では、独自の「環境配慮設計」コンセプトの中に「健康設計」「3R（廃棄物の発生減、再利用、再活用）設計」「省エネ設計」「ユニバーサルデザイン」「安全設計」を掲げ、安心・安全に利用できる空間の実現と環境配慮を積極的に進めることで、不具合の回避とリスクの顕在化防止に努めております。

制作・施工段階では、安全衛生の維持・向上を「調達方針」に掲げて周知し、様々な安全管理活動や品質管理活動を通して施工現場での事故・災害の抑止にあっております。各種の管理規準や活動テーマを設定して危険の回避や未然防止に取り組んでいるほか、組織的なチェック体制や社内教育、情報共有等も充実させております。専任の品質・安全管理部門による助言や是正指導の体制に加え、安全衛生に関する定例の委員会が情報集約や指示・指導を行い、万一の場合の対処や再発防止にも万全を期しております。協力会社組織の活動や協力会社と合同での「安全大会」の開催等を通じて、サプライチェーン全体での安全意識の高揚や技術の改善向上にも取り組んでおります。

空間づくりにおける環境負荷の低減に関しては、前出の「環境配慮設計」を実践するほか、産業廃棄物の発生の抑制等を「環境方針」や「調達方針」に掲げて指針としております。国際規格ISO14001に基づいた環境マネジメントシステムを運用しており、認証の維持と活動目標の達成により環境負荷低減の取組みを継続的に改善・充実させることを目指しております。施工現場でも環境に配慮した手法を採用して環境負荷の低減に努めており、産業廃棄物の管理について委託先を含めた徹底を図るとともに、様々な手法で廃棄物の発生の抑制に取り組んでおります。廃棄されるサンプルの有効活用や廃番となった資材類の販売事業等を通じた貢献も試みております。

③公正・遵法面のリスク

当社グループが事業を遂行するにあたり、様々な法令等の規制が適用されております。社会的責任を果たす良識ある企業としては、こうした法令の遵守にとどまらず、各種の社会規範にも適合した公正な企業活動を行うことが求められております。これらコンプライアンスに反する事態が生じることは、当社グループの信用や社会的評価、そして事業の円滑な継続といった面に大きく影響します。

(a) 起こり得る事象と影響

i 遵守すべき法的規制（特に許認可要件等）に抵触した場合、大きな損失が発生する可能性があります。

当社グループの主軸事業である「空間づくり」においては、建設業法に基づく建設業許可が重要な成立要件となっております。法定の資格者数の充足等も求められ、適格人材の確保等、基準適合のために少なからず経営努力を要する事項が存在します。また、事業の特性上、建築基準法・建築士法・消防法等の適用も受け、遵守義務を負っております。これら法令等及びそれに基づく各種制度については、変更又は新規導入が行われることで事業の前提条件が変動することもあり得ます。

このような事業特有の規制等について、意図せずそれに抵触し義務を履行できなかった場合には、法的な処分等の制裁を受けることがあり得ます。これは当社グループの信用・信頼を大きく損ねることとなり、様々な機会損失を招く可能性があります。事業の遂行にも制約・制限が生じることがあり、結果として収益減等の損失が生じる恐れがあります。さらに、ペナルティとしての費用負担を課せられる等の経済的損失が発生する可能性もあります。

ii 適法な業務処理や取引先との公正な取引を欠いた場合、大きな損失が発生する可能性があります。

上記の事業固有の規制以外にも、企業に課せられる各種の法的規制や遵守すべき社会規範が多数存在します。不適切な会計処理や不適切な下請取引、環境規制への抵触、その他企業犯罪や不正行為のほか、反社会的勢力との関係等、多岐にわたる局面において、意図せず法令違反や社会規範からの逸脱が起きる可能性が皆無ではありません。

万一、こうしたコンプライアンス不全の状況が発生した場合、法的制裁や社会的信用の毀損とともに、機会喪失による収益悪化等の損失が発生する可能性があります。

iii 知的財産権、肖像権、パブリシティ権等の適正な取り扱いを欠いた場合、大きな損失が発生する可能性があります。

当社グループの「空間づくり」事業は、クリエイティブな付加価値に裏づけられたソフト・ノウハウのビジネスであり、特に産業財産権に関わる知的財産の活用依存する面が多分にあります。過失又は認識の相違等により、第三者の著作権・意匠権・商標権等を侵害しているとされる事態が生じることがあり得ます。肖像権やパブリシティ権等、広義の知的財産権についても同様です。

他者の知的財産権を侵害しているとされた場合、訴訟コストや損害賠償等の経済的損失が発生する可能性があります。また設計や施工の内容の変更が必要になった場合には、追加費用の発生等、損失が生じることがあります。事態によっては、当社グループの信用・信頼が損なわれ、受注機会を失う等の損失が発生する可能性もあります。

(b) 対策

法令遵守と社会規範の尊重により良識と責任をもった企業活動を行うことを、「丹青社グループ行動基準」「環境方針」「調達方針」に定め、グループ全体でコンプライアンス経営を推進しております。「コンプライアンス基本規程」を含めて全グループ員の行動規範と位置づけ、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に行なって意識醸成を図っております。事業の法的要件の1つである公的資格保有者の確保については、資格取得支援制度により社員の資格取得を促進し、不適合の発生を防ぐ一助としております。

取引の公正を確保することに向けては、「丹青社グループ行動基準」や「調達方針」にポリシーを示してグループ内に周知しております。内部統制システムを構築・運用し、「丹青社グループ行動基準」や日本版SOX法の枠組みにしたがい、不適切な会計処理・会計報告が生じないように努めております。インサイダー取引等、不正行為の発生予防のため社内規程を設けて厳しく統制しているほか、反社会的勢力との関係遮断を「丹青社グループ行動基準」及び「調達方針」において宣言し、定期的な社内セミナー開催を通じて意識と知識の浸透を図っております。また知的財産権の尊重と権利侵害の回避について「丹青社グループ行動基準」や「調達方針」に定めて意識統一を図るほか、これも定期的な教育を実施してリスクの顕在化防止に努めております。弁護士・弁理士等の専門家とも緊密に連携し、予防や影響の軽減を適切に行う体制を整えております。

さらに、公正・遵法に関する不具合の未然防止と早期発見、及び万一の発生に対する迅速な対応を可能にするため、内部通報制度を設けて運用しております。外部弁護士に委託した窓口では、グループ各社の取引先からの通報も受け付けております。

④情報取り扱いのリスク

顧客課題の解決を使命とする事業の特性上、機密の内容を含む様々な情報について顧客から提供を受け、業務に使用しております。ほかにも取引先の情報や個人情報、技術情報等、多岐にわたる重要情報を保有しており、これら情報の適切な取り扱いを欠くことは、当社グループに対する信用・信頼や事業の円滑な遂行に大きく影響します。

(a) 起こり得る事象と影響

i 事業上必要とする機密情報や個人情報の適正な取り扱いを欠いた場合、大きな損失が発生する可能性があります。

「空間づくり」の過程では、未発表の製品や開発中のサービス・業態、あるいは出店計画等に関する機密情報を多数保持し、利用して業務を行っております。また個人情報ははじめとする様々なビジネス情報を、企業活動の必要から保有・利用しております。過失又は事故等によりこれら情報の流出・漏洩や破壊、消失等が起こることが皆無とはいえません。近時ではテレワークやオンライン会議等の機会が増えたことで、これら情報事故の発生リスクは高まっていると認識しております。このほか、機密保持の義務に反して不適切な情報開示を行ってしまうことの恐れもあります。

万一、こうした不適切な情報取り扱いを発生させた場合、訴訟や法的な責任追及に至ることがあり、損害賠償や対応費用等の経済的損失が生じる可能性があります。当社グループの信用・信頼が損なわれ、事業機会を失う等の結果、収益が減少する等の損失が発生する可能性もあります。

ii 重要情報を外部の悪意により窃盗・流出・損傷等された場合、大きな損失が発生する可能性があります。

i と同様の情報が、サイバー攻撃や不正アクセス等により窃取又は毀損されたり、あるいは不正に使用されたりした場合にも、訴訟・賠償等及び信用の棄損、機会喪失等の損失が発生する可能性があります。

(b) 対策

情報の厳格な管理による事故予防と適切な対外開示について、「丹青社グループ行動基準」や「調達方針」に定めて意識の徹底や教育を行っております。個人情報を中心とする機密情報は、プライバシーマーク取得

の個人情報保護マネジメントシステムの枠組みを用いて適切な管理を徹底し、リスクの顕在化を防いでおります。情報セキュリティ対策では、社内規程を整備して組織的・人的・物理的な対策を施すほか、従業者（従業員のほか、派遣社員等も含む。以下同）への啓発や脆弱性のテスト、保険によるリスク移転等の措置も実施しております。

⑤ 人的資産のリスク

当社グループの事業は課題解決という無形のソフト・サービスを「空間」を介して提供するものであり、その提供価値の多くを従業者が発揮する人的能力によっています。価値創造や利益創出の起点となるべき人的資産の状態やパフォーマンスの良否が、事業の円滑な推進と成長に大きく影響します。具体的な内容につきましては、「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載をご参照ください。

⑥ 災害・疫病のリスク

大規模な自然災害の発生や疫病の蔓延等、不可避的な危機の発現は、以上の各リスクに波及してそれらを顕在化させることも含め、当社グループの事業の安定継続に重大かつ複合的な影響を及ぼします。

(a) 起こり得る事象と影響

大地震や激甚化した風水害・異常気象等の発生、あるいは感染症等、疾病の広範囲への拡大の恐れが、常に存在します。こうした事態が発生した場合、ライフラインの停止や人・モノの流れの寸断、経済の停滞、各種資源等の高騰や調達困難化等が生じる可能性があります。2020年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大に際しても、人・モノの流れが広範に制限され、各種の人的接触やコミュニケーションにも大きな制約が加わることによって、設計・制作・施工等の業務遂行の遅延や停止等、様々な影響を経験いたしました。

事業活動に必要な資産等への損害のほか、従業者の健康被害や人命の毀損等、人的資産の損失が発生する恐れもあります。これらによって事業の円滑な継続に支障が生じ、大きな損失が発生する可能性があります。

(b) 対策

大規模災害等の発生への備えとして、事業継続計画に基づくBCPマニュアルを運用し影響の最小化に努めております。またグループ共有の安否確認システムを常時稼働させ、迅速な状況把握と情報フィードバックの体制を整えております。避難訓練・防災訓練のほか初動対応訓練や安否確認訓練も組織的に実施しております。保険によるリスク移転や災害備蓄品の準備等のリスク対策も確実に実施しております。

感染症の広域での拡大といった事態に対しては、2020年来のコロナ禍における経験を活かし、社内外への感染被害抑止と従業者・当社関係者の安全確保を最優先に対応することとしております。感染拡大予防対策のガイドラインによる管理のほか、テレワークやオンラインコミュニケーションの活用、感染症対策備品の配備といった対策をノウハウとして継承しております。

<前略>

(3) 2025年1月期第3四半期連結会計期間及び2025年1月期第3四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績の状況
2025年1月期第3四半期連結会計期間(2024年8月1日から2024年10月31日まで)(以下「当第3四半期連結会計期間」という。)及び2025年1月期第3四半期連結累計期間(2024年2月1日から2024年10月31日まで)(以下「当第3四半期連結累計期間」という。)における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

①経営成績に関する説明

当第3四半期連結累計期間(2024年2月1日～2024年10月31日)における我が国経済は、雇用・所得環境が改善するなか、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が期待されるものの、世界的な金融引締めに伴う影響や、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっていることもあり、依然として不透明さが残っています。

当ディスプレイ業界の事業環境につきましても、個人消費の一部に足踏みが残るものの、このところ持ち直しがみられ、販促投資が持ち直していること等により、需要は回復してきております。しかしながら、物価上昇や人件費の増加等によるコスト上昇リスクについても、注視していく必要があります。

このような状況のもと当社グループは、中期経営計画(2025年1月期～2027年1月期)に基づき、成長軌道に乗せるための基盤整備と新たな領域への投資を行い、更なる企業価値の向上を目標に事業活動を展開してまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は642億14百万円(前年同四半期比10.2%増)となり、営業利益は35億72百万円(前年同四半期比83.4%増)となり、経常利益は37億17百万円(前年同四半期比84.6%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は25億62百万円(前年同四半期比89.7%増)となりました。

また、当第3四半期連結累計期間の受注高は837億59百万円(前年同四半期比38.1%増)となりました。

②財政状態に関する説明

(資産の部)

資産の部の合計額は、2024年1月期末に比べて0.0%減少し、506億48百万円となりました。これは、主に現金預金が6億41百万円、受取手形・完成工事未収入金等が3億60百万円、未成工事支出金等が11億23百万円それぞれ増加したものの、有価証券が34億円減少したことによるものであります。

(負債の部)

負債の部の合計額は、2024年1月期末に比べて1.4%減少し、187億64百万円となりました。これは、主に未成工事受入金が16億15百万円増加したものの、支払手形・工事未払金等が15億42百万円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

純資産の部の合計額は、2024年1月期末に比べて0.8%増加し、318億83百万円となりました。これは、主に自己株式が6億88百万円増加したものの、利益剰余金が11億18百万円増加したことによるものであります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社丹青社 本店

(東京都港区港南1丁目2番70号)

株式会社丹青社 関西支店

(大阪府大阪市北区大深町3番1号)

株式会社丹青社 名古屋支店

(愛知県名古屋市中区栄4丁目1番1号)

株式会社丹青社 九州支店

(福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 株式会社丹青社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 小林 統

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。
39,723百万円

(参考)

(2022年10月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数		
802円	×	48,424,071株	= 38,836百万円

(2023年10月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数		
845円		48,424,071株	= 40,918百万円

(2024年10月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数		
814円	×	48,424,071株	= 39,417百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

当社グループは、2024年10月31日現在、当社、子会社7社で構成され、商業その他施設事業、チェーンストア事業、文化施設事業の各報告セグメントにおける、調査、研究、企画、設計、施工、監理及び、その他これらに関連する事業活動を展開しております。

当社は、商業その他施設事業、チェーンストア事業並びに文化施設事業に関わる総合ディスプレイ業を営んでおり、また、主な関係会社各社と報告セグメント等との関連は次のとおりであります。

- 商業その他施設事業 …… チェーンストア事業以外の百貨店・専門店・飲食店等の商業施設全般、オフィス、ホテル、その他の施設の内装等及び博覧会、展示会等の展示に関する事業
 (株)丹青TDCは、商業その他施設事業に関わる施工を行っております。
 (株)丹青ディスプレイは、商業その他施設事業に関わる設計・施工を行っております。
 丹青創藝設計諮詢（上海）有限公司は、商業その他施設事業に関わる設計・コンサルティングを行っております。
- チェーンストア事業 …… ファストファッションやファストフード等のチェーン展開型店舗施設の内装等に関する事業
 (株)丹青TDCは、チェーンストア事業に関わる施工を行っております。
- 文化施設事業 …… 博物館、科学館の展示等の文化施設全般に関する事業
 (株)丹青研究所は、文化施設事業に関わる調査・研究を行っております。
- その他 …… 事務機器等のレンタル・販売、労働者の派遣、Webサイトを活用した情報提供サービス等の事業
 (株)丹青ビジネスは、事務用度他のサービス業を営んでおります。
 (株)JDNは、Webサイトを活用した情報提供サービス、広告販売、コンテストの企画・運営等を行っております。
 (株)丹青ヒューマネットは、労働者派遣他サービス業を営んでおります。

また、当社グループは、制作面を担当する企業、デザイン等のソフト面を担当する企業、その他のサービスを担当する企業に大別され、事業に関わる位置付けは次のとおりであります。

- 制作面担当 …… 当社が受注した物件の施工を当社のほか、(株)丹青TDC並びに(株)丹青ディスプレイが行っております。
- ソフト面担当 …… 当社の主業を遂行するために必要な、文化施設に関する知識及び情報の集約・蓄積・分析・提供を目的とする調査・研究を(株)丹青研究所が、Webサイトを活用した情報提供サービス、広告販売、コンテストの企画・運営等を(株)JDNが行っております。
 中国上海市において、商業その他施設事業に関わる設計・コンサルティングを丹青創藝設計諮詢（上海）有限公司が行っております。
- その他のサービス …… 当社グループの事務サービス、施工現場用度品・機器の販売・レンタル、損害保険、ファクタリングの取扱い等を(株)丹青ビジネスが行っており、当社グループをはじめとして各企業向けに人材派遣を(株)丹青ヒューマネットが行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



(注) 子会社の社名欄の下部に、報告セグメント等の名称を記載しております。

2 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	2024年1月
売上高 (千円)	81,678,822	69,225,880	62,714,360	64,221,452	81,200,945
経常利益 (千円)	5,870,003	5,266,109	2,209,629	793,880	3,995,137
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	4,074,877	3,437,805	1,434,618	459,763	2,771,111
包括利益 (千円)	3,727,585	2,930,942	1,510,695	766,468	3,409,399
純資産額 (千円)	28,276,438	29,248,586	29,059,038	29,414,299	31,626,744
総資産額 (千円)	46,761,126	42,557,691	45,244,932	41,858,043	50,651,905
1株当たり純資産額 (円)	594.83	613.53	613.11	617.96	661.00
1株当たり当期純利益 (円)	85.53	72.19	30.13	9.68	58.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	60.5	68.7	64.2	70.3	62.4
自己資本利益率 (%)	14.8	12.0	4.9	1.6	9.1
株価収益率 (倍)	14.5	10.1	23.8	74.4	14.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△906,086	6,150,103	△994,462	1,810,029	2,781,072
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	405,431	59,520	823,443	△1,075,043	△379,427
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,543,459	△2,118,339	△1,449,406	△1,364,775	△1,469,415
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	13,894,709	17,986,081	16,356,523	15,739,972	16,694,003
従業員数 (名)	1,273	1,296	1,410	1,404	1,434
[外、平均臨時雇用者数] (名)	[175]	[175]	[192]	[206]	[218]

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、「役員報酬B I P信託口・76377口」（以下、「B I P信託」といいます。）及び「丹青社従業員持株会専用信託口」（以下、「従持信託」といいます。）が所有する当社株式を控除しております。

3 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第65期の期首から適用しており、第65期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

4 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	2024年1月
売上高 (千円)	77,921,699	66,944,303	60,112,033	60,629,123	77,463,250
経常利益 (千円)	5,712,892	5,451,250	2,251,776	710,921	3,595,333
当期純利益 (千円)	4,041,031	3,703,712	1,572,916	472,220	2,328,468
資本金 (千円)	4,026,750	4,026,750	4,026,750	4,026,750	4,026,750
発行済株式総数 (株)	48,424,071	48,424,071	48,424,071	48,424,071	48,424,071
純資産額 (千円)	26,883,195	28,473,011	28,382,242	28,446,486	30,082,608
総資産額 (千円)	49,210,842	44,045,937	47,565,807	43,544,139	52,145,170
1株当たり純資産額 (円)	565.52	597.26	598.83	597.63	628.73
1株当たり配当額 (円)	42.00	40.00	26.00	30.00	30.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(20.00)	(22.00)	(13.00)	(15.00)	(15.00)
1株当たり当期純利益 (円)	84.82	77.78	33.03	9.94	48.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	54.6	64.6	59.7	65.3	57.7
自己資本利益率 (%)	15.4	13.4	5.5	1.7	8.0
株価収益率 (倍)	14.6	9.4	21.7	72.4	17.3
配当性向 (%)	49.5	51.4	78.7	301.8	61.5
従業員数 (名)	995	1,016	1,040	1,045	1,071
[外、平均臨時雇用者数] (名)	[163]	[160]	[176]	[190]	[202]
株主総利回り (%)	110.5	70.1	71.1	74.0	87.4
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(2,569.8)	(2,826.5)	(3,025.7)	(3,238.5)	(4,288.4)
最高株価 (円)	1,373	1,282	994	894	935
最低株価 (円)	1,066	544	692	655	712

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、BIP信託及び従持信託が所有する当社株式を控除しております。
- 3 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所（プライム市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。
- 4 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第65期の期首から適用しており、第65期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 5 従業員数は就業人員であります。

2025年1月期第3四半期（2024年8月1日から2024年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について

2025年1月期第3四半期連結会計期間（2024年8月1日から2024年10月31日まで）及び2025年1月期第3四半期連結累計期間（2024年2月1日から2024年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

当該四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されており、有限責任監査法人トーマツより期中レビュー報告書を受領しております。

なお、金額は千円未満を切捨てて表示しております。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年1月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2024年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	13,897,077	14,538,239
受取手形・完成工事未収入金等	21,668,093	22,028,487
有価証券	4,200,000	800,000
未成工事支出金等	1,772,225	2,896,013
その他	542,184	1,803,529
貸倒引当金	△13,960	△15,144
流動資産合計	42,065,621	42,051,125
固定資産		
有形固定資産	588,278	597,417
無形固定資産	243,304	268,072
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	3,980,440	4,252,919
その他	3,918,764	3,561,289
貸倒引当金	△144,504	△82,602
投資その他の資産合計	7,754,701	7,731,606
固定資産合計	8,586,283	8,597,096
資産合計	50,651,905	50,648,221
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	10,960,907	9,418,236
未払法人税等	1,302,930	798,885
未成工事受入金	1,090,760	2,706,266
賞与引当金	1,267,216	626,763
その他の引当金	491,152	778,579
その他	2,945,659	2,776,960
流動負債合計	18,058,627	17,105,692
固定負債		
長期借入金	—	766,310
退職給付に係る負債	13,145	13,906
引当金	—	96,945
その他	953,388	781,661
固定負債合計	966,533	1,658,823
負債合計	19,025,160	18,764,515
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,026,750	4,026,750
資本剰余金	4,024,974	4,024,974
利益剰余金	23,086,193	24,205,148
自己株式	△407,367	△1,095,890
株主資本合計	30,730,551	31,160,982
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,159,133	916,811
為替換算調整勘定	68,983	69,409
退職給付に係る調整累計額	△331,924	△263,496
その他の包括利益累計額合計	896,192	722,724
純資産合計	31,626,744	31,883,706
負債純資産合計	50,651,905	50,648,221

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
(四半期連結損益計算書)
(第3四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年10月31日)
売上高	58,273,136	64,214,872
売上原価	48,603,221	52,412,794
売上総利益	9,669,915	11,802,077
販売費及び一般管理費	7,721,648	8,229,237
営業利益	1,948,267	3,572,840
営業外収益		
その他	132,894	177,817
営業外収益合計	132,894	177,817
営業外費用		
投資事業組合運用損	—	10,754
固定資産除却損	2,507	15,882
その他	64,846	6,995
営業外費用合計	67,354	33,632
経常利益	2,013,807	3,717,026
特別利益		
投資有価証券売却益	2,043	295,712
ゴルフ会員権売却益	—	5,354
債務保証損失引当金戻入額	15,452	—
特別利益合計	17,496	301,066
特別損失		
投資有価証券評価損	6,962	92,154
ゴルフ会員権売却損	—	618
債務保証損失引当金繰入額	—	70,525
特別損失合計	6,962	163,298
税金等調整前四半期純利益	2,024,341	3,854,794
法人税、住民税及び事業税	933,028	1,397,480
法人税等調整額	△259,194	△104,818
法人税等合計	673,833	1,292,661
四半期純利益	1,350,507	2,562,133
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,350,507	2,562,133

(四半期連結包括利益計算書)
(第3四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年10月31日)
四半期純利益	1,350,507	2,562,133
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	319,649	△242,321
為替換算調整勘定	25,430	425
退職給付に係る調整額	104,835	68,428
その他の包括利益合計	449,915	△173,468
四半期包括利益	1,800,422	2,388,664
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,800,422	2,388,664

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成しております。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年10月31日)
減価償却費	121,694千円	135,999千円

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2023年2月1日 至 2023年10月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	商業その他 施設事業	チェーン ストア事業	文化施設 事業	計				
売上高								
一時点で移転 される財又は サービス	1,373,282	993,210	1,331,007	3,697,500	297,251	3,994,751	—	3,994,751
一定の期間に わたり移転さ れる財又は サービス	32,343,730	16,308,379	5,618,919	54,271,030	—	54,271,030	—	54,271,030
顧客との契約か ら生じる収益	33,717,013	17,301,589	6,949,926	57,968,530	297,251	58,265,781	—	58,265,781
その他の収益 (注)4	7,354	—	—	7,354	—	7,354	—	7,354
外部顧客への 売上高	33,724,367	17,301,589	6,949,926	57,975,884	297,251	58,273,136	—	58,273,136
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	1,964,324	1,964,324	△1,964,324	—
計	33,724,367	17,301,589	6,949,926	57,975,884	2,261,575	60,237,460	△1,964,324	58,273,136
セグメント利益 又は損失(△)	1,204,519	739,553	△93,071	1,851,001	92,247	1,943,248	5,018	1,948,267

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、事務機器等のレンタル・販売、労働者の派遣、Webサイトを活用した情報サービス等の事業を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額5,018千円は、セグメント間取引消去額であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸収入が含まれております。

当第3四半期連結累計期間（自 2024年2月1日 至 2024年10月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	商業その他 施設事業	チェーン ストア事業	文化施設 事業	計				
売上高								
一時点で移転 される財又は サービス	1,305,313	1,179,144	1,340,935	3,825,393	321,805	4,147,199	—	4,147,199
一定の期間に わたり移転さ れる財又は サービス	35,468,488	18,417,917	6,156,704	60,043,110	—	60,043,110	—	60,043,110
顧客との契約か ら生じる収益	36,773,801	19,597,061	7,497,640	63,868,503	321,805	64,190,309	—	64,190,309
その他の収益 (注) 4	24,562	—	—	24,562	—	24,562	—	24,562
外部顧客への 売上高	36,798,364	19,597,061	7,497,640	63,893,066	321,805	64,214,872	—	64,214,872
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	2,218,663	2,218,663	△2,218,663	—
計	36,798,364	19,597,061	7,497,640	63,893,066	2,540,469	66,433,535	△2,218,663	64,214,872
セグメント利益	2,074,327	1,338,011	52,158	3,464,497	104,169	3,568,666	4,173	3,572,840

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、事務機器等のレンタル・販売、労働者の派遣、Webサイトを活用した情報サービス等の事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額4,173千円は、セグメント間取引消去額であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく賃貸収入が含まれております。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、2019年4月23日開催の第61期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者は除きます。以下、「取締役」といいます。）を対象として、報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様との利害共有を図ることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を決議し導入しております。

1 取引の概要

本制度は、役員報酬BIP信託と称される仕組みを採用いたします。役員報酬BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、役位や中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役に交付及び給付するものであります。

2 信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度327,031千円、259,380株、当第3四半期連結会計期間281,212千円、234,574株であります。

(従業員等に信託を通じて当社の株式を交付する取引)

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて当社の株式を交付する取引「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」を行っております。

1 取引の概要

当社は、持株会に加入するすべての従業員を受益者とする従持信託を設定いたします。従持信託は、2024年3月より5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を取得し、持株会に売却を行うものであります。信託終了時に、株価の上昇により譲渡利益等が生じた場合には、受益者適格要件を満たす者に分配されます。株価の下落により譲渡損失等が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証事項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済することになっております。

2 信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当第3四半期連結会計期間734,204千円、816,400株であります。

3 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当第3四半期連結会計期間766,310千円

2024年12月13日

株式会社丹青社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝 沢 勝 己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 嶋 照 夫

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社丹青社の2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2024年8月1日から2024年10月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2024年2月1日から2024年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(四半期決算短信提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。

